令和８年（フ）第４８４号
埼玉県春日部市道順川戸10番地８
債務者　青田　仁恵
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５０１号
埼玉県坂戸市日の出町２番26－502号　ブルーハイツ峰、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区都岡町20番地７　上田ハイツ第一201号室
債務者　鈴木　颯
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７５号
埼玉県川越市大字古谷上5942番地５
債務者　渡邉　龍
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９６号
埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目18番29－402号　グレースコート若葉
債務者　志賀　怜奈（旧姓門井）
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１９８号
埼玉県深谷市上柴町東２丁目12番地20
債務者　小林　弘
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第８６号
愛知県岩倉市大地町半田60番地１　クラールハイムＢ棟101号
債務者　平久江晃太
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４１号
愛知県犬山市四季の丘一丁目61番地
債務者　矢羽田京子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第３９８号
札幌市東区北24条東７丁目３番５－103号
債務者　三上　華海
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９６号
札幌市中央区北４条西17丁目１番地６　グレイス美術館通り201号
債務者　安江美津子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３１号
札幌市東区北36条東27丁目２番１－503号
債務者　上島　猛
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３２号
札幌市東区北36条東27丁目２番１－503号
債務者　上島美香子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２６９号
札幌市中央区北４条西17丁目１番地16　ステラ美術館通103号
債務者　岸本　悠佑
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５５号
札幌市白石区本通９丁目南８番３号　ハイツ雅35号
債務者　北山恒一郎
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９２号
札幌市白石区川下１条８丁目５番17号　第２ハイムヤマギシ18号
債務者　奥村　友義
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９７号
北海道千歳市新富１丁目９番16号　コーポ新富２号
債務者　糸谷　隆史
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０３号
札幌市西区発寒５条６丁目２番10号　Ｓ・Ｔハウス１－Ｄ号
債務者　木村　綾（旧姓宮本）
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１４号
北海道恵庭市黄金南３丁目17番地２　（アドラーブル202号）
債務者　三浦千栄子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部